

# 冬の備えは大丈夫ですか？

雪に備える週間 12月1日(日)～7日(土)



## 除雪の実施体制

町内の除雪作業は、町が管理する道路(町道)と、県が管理する道路(国道・県道)を主に深夜から早朝にかけて民間委託で行います。できる限り通勤・通学時間までに終了するよう努めますが、大雪の時や明け方に降った時は間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。

### ※除雪車出動基準

車道に積雪量が10cm以上ある場合、除雪車による早朝除雪作業を開始します。最重点除雪路線については、積雪量が5cmを超えた場合とします。また、歩道除雪は、積雪量が20cm以上ある場合、除雪作業を開始します。なお、早朝除雪作業ができなかった路線および除雪した路線にさらに基準以上の降雪があった場合は、昼間除雪作業を行います。

### 除雪についての問合せ

国・県道：丹南土木事務所  
TEL 0778-2314971  
町道：建設整備課  
TEL 0778-4718003

お出かけ前に、降積雪の状況をご確認ください。

「みち情報ネットふくい」で県道今庄杉津線の除雪状況を確認することができます。ぜひ、ご活用ください。

みち情報ネットふくい  
ホームページ



## 雪を克服して快適な冬に！ 皆さまのご協力をお願いします

県や町では、主要幹線道路や各集落間の道路などの除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、皆さまのご理解とご協力が欠かせません。ルールを守ってみんなで冬を乗り切りましょう。

### 除雪についてのお願い

- ※路上駐車はやめよう！  
ただでさえ狭い雪道。路上駐車をしていると、その路線の除雪作業ができなくなり、ほかの車の走行や除雪作業の重大な障害となります。絶対にやめましょう。
- ※不要不急の外出を控えて  
大雪の時は車が立ち往生して渋滞を引き起こす場合があります。効率的な除雪作業のためにも、不要不急の外出は控えましょう。
- ※障害物には目印を！  
道路沿いの塀や工作物などには、竹ざおに赤布を付けるなど目印をしてください。
- ※交通規制にご協力を！  
連続した積雪により、狭くなった道路の除雪作業として、一時的に道路を通行止めにする場合がありますので、ご理解をお願いします。
- ※家や車庫の前の除雪にご協力を！  
除雪時は、家や車庫の前には極力雪を寄せないように作業を行っています。早く作業を行うことが優先されるため、どうしても雪が残ります。玄関前などから道路へ出るまでの雪の処理は各家庭で行うよう、ご協力をお願いします。
- ※車道への雪出しはやめよう！  
除雪した雪は、車道へは出さず、道路脇や空き地に寄せましょう。
- ※雪の後始末はしっかりと！  
道路に面している家の屋根雪下ろしや排雪は、交通の円滑化を図るために各個人が行わず、区などで申し合わせて、同じ日時に行うようにしてください。
- ※倒木で通れない！  
倒木が発生した場合は、町から所有者の方へ連絡をしますが、早急な対応が必要な場合

には、連絡前であっても伐採・仮撤去させていただきます。なお、倒木の最終処分は所有者の責任により対応をお願いします。

※みどりのスコップひとかき運動にご協力をお願いします

県では、歩道除雪において、皆さまの協力を目的とした「みどりのスコップひとかき運動」に取り組んでいます。町内の交差点などで、緑色のスコップを見かけたら、ぜひ除雪協力をお願いします。

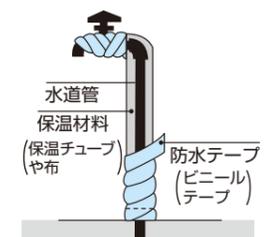
### 水道管も冬支度



※水道管を保温しましょう  
気温が0℃以下になると水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。水道管に保温材料などを巻いて保温し、その上から防水テープなどをしっかりと巻きつけましょう。

※水道の水が凍ったら…  
①凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布を巻きつけます。  
②出口にあたる蛇口を開きます。  
③やかんなどで沸かした湯を用意し、タオルなどにしみこませるようにつくりにかけて溶かします。

※水道管が破裂したら…  
メーターボックス内の止水栓を閉め、水道設備業者(指定工事店)にお問い合わせください。



水道設備業者(指定工事店)は、町ホームページから確認できます。▼

問合せ 建設整備課  
TEL 0778-4718003



## 屋根雪下ろし・住宅通路除雪を支援します!!

(民生委員さんと要相談)



対象者が、現に居住している住宅の屋根雪下ろしや玄関から道路までの通路除雪を第三者に依頼して代金を支払った場合、支援金を支給します。ご希望の方は、民生委員と相談の上、申請をお願いします。

### 対象者(生活保護世帯は対象外)

- ① 自力で屋根雪下ろしや住宅通路除雪が困難な次のいずれかの世帯にお住まいの方(ただし、住民税非課税世帯で町内および隣接市町に一親等親族が居住している方(ご本人))
- ② 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- ③ 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳を持っているひとり暮らし世帯

### 支援金額

屋根2,000円/時間(作業員一人当たり) 通路1,200円/時間(作業員一人当たり)  
※利用限度額は、屋根・通路それぞれ12,000円/世帯

### 問合せ

保健福祉課 TEL 0778-4718007  
今庄事務所 TEL 0778-4511111  
河野事務所 TEL 0778-4812111

## 健康診査・がん検診について

### 【まだ受診されていない方】

今年度、健康診査・がん検診をまだ受診されていない方は、医療機関での個別健康診査・がん検診を受診することができます。お早めにご受診ください。

受診希望の方は、医療機関に直接お電話でご予約ください。

受診時の持ち物 健康保険証、受診券、問診票、自己負担金

受診期間 令和7年2月28日(金)まで

### 【すでに職場で受診された方】

健康診査結果の提出にご協力をお願いします！

国民健康保険加入者(40歳～74歳)で勤務先の健診を受けた方は、健康診査結果のコピーを保健福祉課にご提出いただくと、特定健診を受診したと見なされます。

提出物 健康診査結果のコピー 提出先 保健福祉課

問合せ 保健福祉課 TEL 0778-47-8007

健診の流れや実施医療機関一覧などについてはこちらをご覧ください



町ホームページ



### 令和6年度

## 無料歯科健診が受けられるのは 1月末までです!!

お口の健康を保つために、歯の定期健診は欠かせません。受診券が届いた方は、この機会にぜひご受診ください。

### 対象者

令和6年度中に、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方

※対象者には無料歯科健診受診券(ハガキ)を6月下旬ごろに送付しています。無料歯科健診受診券(ハガキ)がお手元にならない場合は再発行しますので、保健福祉課までご連絡ください。

### 実施期間

令和7年1月31日(金)まで

### 持ち物

- ・無料歯科健診受診券(ハガキ)
- ・健康保険証 など

### 受診方法

受診希望の町内または越前市内の歯科医院・クリニックへ事前に直接ご予約ください。

### 負担金

無料(歯科健診の結果、治療が必要となった場合の治療費は有料です。)

### 問合せ

保健福祉課 TEL 0778-4718007

